

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

証拠説明書

2013(平成25)年10月29日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士 谷 次 郎

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲206	大飯発電所基準津波について 9頁 (原子力発電所の新規制基準適合性に関する審査会合第21回資料1-4)	写	H25.9.18	相手方	相手方は基準津波を評価する際、断層長さL 22.5kmの場合に武村式を用いている。その式は甲207の215頁Fig1に書かれているMoが大きい場合の式と一致している(単位の取り方は違っている)。その同じ武村論文(甲207)のFig3に書かれている式を用いれば、相手方が計算した値の4.68倍の値が得られる。
甲207	日本列島における地殻内地震のスケールリング則 - 地震断層の影響および地震被害との関係 -	写	1998.9.7	武村雅之	215頁Fig1には相手方が津波に適用した式が書かれているが、Fig3に実際に起こった地震動を集約した式が書かれている。この式に基づいて地震モーメントを計算すれば、相手方が計算した値の4.68倍の値が得られる。
甲208	大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第6回評価会合議事録(抄)	写	平成25年 9月2日	原子力規制委員会	同日の大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第6回評価会合の議論内容
甲209	東京新聞2013年9月3日	写	2013年9月3日	東京新聞社	大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第6回評価会合に関する報道内容
甲210	大飯発電所敷地内破砕帯の追加調査-最終報告-コメント回答(抄)	写	平成25年 9月2日	相手方	同日の「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第6回評価会合」における相手方の配付資料である。同日の相手方の説明内容。

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲211	2013/09/02 大飯原 発有識者会合、「活 断層か否か」で意見 割れるも、大手メディ アは「活断層ではな い」で見解一致」と一 斉報道 規制庁 は報道を否定「メ ディアの先走り」を疑 問視する声も	写	2013年9 月2日	IWJ Independ ent Web Journal	独立系メディアIWJのウェブサイトからコピーしたものである。原子力規制庁担当者が、IWJの取材に対して、「島崎委員は『一致した』とは言っていない。『一定の方向性が出た』という島崎委員の発言を受けてそう報道したのではないか」と回答した事実。	
甲212	平成25年度第21回原 子力規制委員会(議 事次第)	写	平成25年 9月5日	原子力規 制委員会	同日の原子力規制委員会の議題には大飯発電所の問題が上程されていない事実。	
甲213	平成25年度第21回原 子力規制委員会議事 録(抄)	写	平成25年 9月5日	原子力規 制委員会	同日の原子力規制委員会の議事内容。	
甲214	新規制施行後の審査 等について(案)	写	平成25年 3月19日	原子力規 制委員会	同日の平成24年第33回原子力規制委員会の配付資料である。 敷地内破砕帯評価を実施中の発電所については、原子力規制委員会としての一定の見解のとりまとめを、原則、審査開始の前提とする旨の確認が原子力規制委員会でなされていた事実。	(案)とあるが、規制委員会で異議無く確認済み。

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲215	原子力規制委員会記者会見録(抄)	写	平成25年 9月5日	原子力規制委員会	平成25年9月5日の規制委員会会合の後の記者会見で、大飯発電所の審査入りの手続きについて記者から疑問が出された事実。	
甲216	動画ファイル 内容：原子力規制委員会記者会見録 録画年月日：2013年9月5日				同上	
甲217	若狭湾沿岸における天正地震による津波堆積物調査について	写	平成23年 12月27日	原子力安全・保安院	相手方の、「若狭の長浜」の津波と「近江の長浜」の津波が同一であるという主張の根拠となる「文献」とは、「ペレー日本の地震・火山記録」、「ケンペル日本歴史」の2文書、並びに「山内家史料 第一代一豊公紀」である事実。	
甲218	天正大地震誌(抄)	写	1987年3 月31日	飯田汲事	飯田汲事が、フロイス日本史について「また、若狭の海域に津波のあったことが知られるが、その場所がはっきり示されていない。しかしこれは、後述のこの種の記録とともに、津波研究のうえに貴重な資料となっている。」と紹介している事実。	
甲219	小浜市史 社寺文書編	写	昭和51年 4月30日	小浜市史編纂委員会	弘治2(1556)年6月の小浜明通寺梵鐘新鑄の勸進記録(『明通寺文書』)によると、「高浜惣浦」として1貫500文の銭を喜捨しており、これが同記録に記載される村・浦の最高額であるという事実。	